

## 合意書

住友不動産株式会社（以下、甲という）と、適格消費者団体 特定非営利法人 消費者機構日本（以下、乙という）は、下記事項につき合意する。

### 記

第1条 甲は、消費者（注文者）との工事請負契約を締結するに際し、次の下線部の意思表示を行わないことを約束する。

本契約締結後工事着手に至るまでの間に、本契約を注文者の理由により解除するときは、それまで甲が要した費用の他違約金として工事請負代金の5%相当額を注文者が負担するものとする。

第2条 甲は、前掲第1条の意思表示と解されうる条項が記載された契約書、約款その他一切の表示を破棄すること。

第3条 甲は、自らの従業員に対し、前掲第1条記載の意思表示を行わないよう、また前掲第1条記載の申込規定を破棄すべきことを周知徹底させる措置をとること。

第4条 甲が前掲第1条ないし第3条に違背したことが判明した場合は、甲及び乙は次の処置をとるものとする。

(1) 再発防止の為、甲は違背した内容及び同違背行為に対して講じた措置を従業員等に周知する。

(2) 乙は甲の違背行為について、乙のウェブサイトに掲載して公表する。

第5条 乙が本合意書の履行内容を確認する為に、甲に対してその確認のための協力を求めたときには、甲は、その時使用している申込規定等の提供その他必要な協力をを行うものとする。

第6条 甲および乙は、本合意書に記載した以外、何らの事項についても合意していないことを確認する。

甲及び乙は、本合意書を2通作成の上、各書面に記名・押印の上、各自がそれぞれ一通を保管する。

2018年8月7日

甲) 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号  
住友不動産株式会社  
代表取締役 仁島 浩順

乙) 東京都千代田区六番町15プラザエフ6階  
適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者機構  
代表理事 理事長 和田 寿昭